

新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（その50）

令和3年6月11日
在シンガポール日本大使館

1. 6月10日、シンガポール保健省（MOH）は、安全な再開（段階的緩和）に向けて、感染のリスクを最小限に抑えるための安全対策措置を概要以下の通り公表しました。詳細は保健省（MOH）HPを確認ください。

保健省（MOH）HP

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/maintaining-heightened-alert-to-minimise-risk-of-transmission-as-we-re-open-safely>

（1）関係省庁タスクフォース（MTF）は、フェーズ2（警戒の強化）によるコミュニティの対策強化を2021年6月13日まで実施することを発表していました。MTFは強化対策措置を遵守するために努力し、協力してくださったシンガポール国民および居住者の皆様に感謝いたします。我々は、感染の連鎖を遅らせ、コミュニティでの感染者数を減らし、現在は強化した対策を緩和できる状態にあります。依然として少数ではありますが感染経路不明な症例が時折見受けられるため、引き続き市民の皆様には警戒を怠らず、体調不良の際には医師の診察を受けるようお願いいたします。

（2）新型コロナウイルス・ワクチンの接種状況は引き続き順調に進んでいます。今後は、12～39歳のシンガポール国民と、過去に新型コロナウイルスに感染し、回復した人を対象に、ワクチン接種プログラムを拡大する予定です。対象者は、2021年6月11日以降、登録および予約が可能となります。

【フェーズ3への段階的な再開】

（3）2021年6月14日（月）から、以下のように2段階でフェーズ3に戻します（詳細は以下のリンク参照）。

<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex---mtf-press-release-10-jun-2021.pdf>

【2021年6月14日（月）からの再開】

(A) 社会的集まりの許容されるグループサイズの拡大

(4) 社会的集まりのグループサイズの上限を現在の2人から5人に増やし、1世帯あたり1日2人の訪問者の上限を1世帯あたり1日5人に増やします。感染の可能性を減らすために、私たちは社会的交流を小さなグループに限定し続ける必要があります。社会的集まりの回数の上限は、1日に2回までに制限します。

(B) イベント規模の拡大と定員の制限

(5) アトラクション、クルーズ、博物館、公共図書館
MTI（貿易産業省）の事前承認を得た試験運行クルーズを含むアトラクションの収容上限は、現在の25%から50%に引き上げられます。また、博物館、公共図書館についても、上限を50%に引き上げて運営することが認められます。

(6) 以下のイベントの収容制限も拡大します。しかし、大規模な感染クラスターの可能性を最小限に抑え、参加者の安全を守りイベントを進行できるようにするためには、イベント前検査（PET）が引き続き必要不可欠な対策となります。PETの詳細については、保健省のウェブサイトをご覧ください。

a. 映画館、企業イベント、ライブパフォーマンス、スポーツ観戦

ライブパフォーマンスやスポーツ観戦は再開されます。これらのイベントの観客動員数は、PETを実施することで250人まで拡大します。参加者が50人以下のイベントについては、PETは不要です。イベントの種類ごとの詳細は、関係機関が発表します。ライブパフォーマンスでのマスクを外して歌唱したり管楽器を演奏することは引き続き禁止されており、2021年6月21日から再開の見込みです。

b. 礼拝などの集まり

礼拝などの集まりはPETを実施することで250人までの参列者で行うことができます。参列者が50人以下の場合は、PETの実施は必要ありません。礼拝中のライブパフォーマンスでマスクを外して歌唱したり管楽器を演奏することは引き続き禁止されており、2021年6月21日以降に再開することになります。宗教活動に関する詳細は、MCCY（文化・共同社会・青年省）から発表されます。

c. 結婚式

外部会場（居住地や婚姻登記所／ムスリム婚姻登記所の建物ではない場所）での結婚式は、結婚式の新郎新婦を含む 250 人までの出席者（公証人および業者を除く）で行うことができ、その場合、結婚式の新郎新婦を含むすべての出席者に PET の実施が必要です。出席者が 50 名以下の結婚式の場合、PET は必要ありません。自宅で行われる結婚式では、主催者側の世帯は 5 名までの参列者（主催者側世帯、公証人および業者を除く）を招待することができるか、または出席者を合計 10 名までの出席者（現行の上限に従い、公証人および業者を除くすべての出席者を含む）とするか、いずれか多い方を選ぶことができます。なお、結婚披露宴は引き続き禁止されており、2021 年 6 月 21 日以降に再開される予定です。

(C) マスクなしの個人向けサービスの再開について

(7) マスクを取り外す必要のあるパーソナルケアおよび美容サービス（フェイシャルケア、サウナなど）の再開が認められます。

【2021 年 6 月 21 日より再開】

(8) 今後数週間、感染状況がコントロールされていれば、2021 年 6 月 21 日から以下の活動を再開することができます。

a. 飲食店での店内飲食の再開

飲食店での店内飲食の再開が許可されます。飲食店での食事はリスクが高いため、マスクをしていない人の中での感染リスクを軽減するために、飲食店ではグループ（5 人以下）とグループの間に少なくとも 1 メートルの安全距離を置くことを厳守するようにしてください。取締りを大幅に強化し、違反した場合にはより厳しい措置を取る予定です。来客は、飲食中を除き、常にマスクを着用していただくようお願いします。

b. 結婚披露宴

出席者が 100 名（夫婦を含むが、業者は除く）までの披露宴は再開することが許可されます。出席者全員の PET の実施が必要となります。

50 名までの披露宴では、招待客を除く、結婚当事者側全員（夫婦を含め 20 名まで）に PET の実施が必要となります。

c. ライブパフォーマンス

ライブパフォーマンスで、マスクを外して歌唱したり、管楽器の演奏をすることは、NAC（国家芸術庁）が発表する関連する安全管理措置の実施を条件として認められます。また、集会や礼拝でのライブパフォーマンスでは、管楽器の歌唱・演奏を再開することができます。

d. ジム、フィットネススタジオ、マスクをしないスポーツ活動

ジムやフィットネススタジオでは、屋内でマスクをせずにスポーツ活動を再開することができます。ただし、人と人の間は 2 メートル以上、5 人までのグループの間は 3 メートル以上の安全距離を確保してください。スポーツクラス（屋内外共）の定員は 30 名（インストラクターを含む）で、5 名以下のグループで構成される必要があります。スポーツクラス参加者は、激しい活動を行う場合はマスクを外しても構いませんが、感染のリスクを減らすために、可能な限りマスクをしたままであることが強く推奨されます。この点については、SportSG が詳細を発表します。

e. 個人レッスン・習い事

18 歳以下の生徒を対象とした個人レッスンおよび習い事は、安全管理措置を強化した上で再開することができます。また、ハイリスクとされる歌唱や管楽器など芸術・文化のレッスンも再開されます。これらのクラスに関する詳細は、NAC が発表します。

【引き続きリスク軽減のため在宅勤務をデフォルトに】

（9）今後数週間でフェーズ 2 から移行しますが、職場やその近くの共有スペース、公共交通機関を含む公共の場での人の往来や交流を減らすことで、感染リスクを引き続き抑えていくことが重要です。そのため、在宅勤務が引き続きデフォルトとなります。事業主は、在宅勤務が可能な従業員にはそのようにし、職場に戻る必要のある従業員には引き続き始業時間をずらし、フレキシブルな労働時間を実施しなければなりません。また、複数の職場への労働者の相互派遣は引き続き行わないでください。

【対象となる支援策】

（10）6 月 20 日まで様々な活動が引き続き規制されることから、政府は、影響

を受けた部門に対する Jobs Support Scheme (JSS) の現行の支援を6月20日まで延長します。

6月21日から30日までの間、関連部門は10%のJSS支援を受けることができます。また、政府は新型コロナウイルスに起因するタクシーおよび個人ハイヤー利用者数減少の影響を緩和しており、タクシーおよび個人ハイヤーの運転手に対しては、「COVID-19 Driver Relief Fund」をさらに3ヶ月間延長し、2ヶ月間は1台あたり月額300ドル、次の1ヶ月間は1台あたり月額150ドル支援します。

【リスクの高いマスクをしない活動従事者への定期的・迅速・簡易検査 (FET) 体制の構築】

(11) マスクをしない活動の再開に伴い、マスクをしない活動での感染を減らすための一連の対策の一環として、マスクをしていない顧客がいる環境で働くすべてのスタッフに対して、ワクチン接種の有無にかかわらず、抗原迅速検査 (ART) などの検査を用いて FET 実施体制をとることを義務付ける予定で、次のようなスタッフが対象となります。

- a. 店内飲食のある飲食店
- b. マスクを外さなければならないパーソナルケアや美容サービス (例：フェイシャルサービス、サウナ、メイクアップサービスなど)
- c. 顧客がマスクを外して利用するジムやフィットネススタジオ

(12) 今後数ヶ月間、FET の能力を積極的に高めていく予定です。FET の義務化は、まず大規模店舗で展開し、その後、小規模な店舗にも拡大していきます。飲食店については、来月以降、FET の義務化を段階的に進めていきます。展開の詳細については、準備が整い次第お知らせします。

【抗原迅速検査 (ART) 自己診断キットの薬局での販売】

(13) 健康科学庁 (HSA) は、4種類の ART 自己診断キット「Abbott PanBio™ COVID-19 Antigen Self-test」, 「QuickVue At-Home OTC COVID-19 Test」, 「SD Biosensor SARS-CoV-2 Antigen Self-Test Nasal」, 「SD Biosensor Standard Q COVID-19 Ag Home Test」を一般消費者向けに販売することを暫定的に許可しました。これらの検査は、20分以内に結果が出て、また、使い方も簡単で、自分

で検査することができます。これらのキットは、2021年6月16日からガーデ
イアン、ユニティ、ワトソンの薬局で薬剤師が販売し、順次、より多くの小
売店で利用できるようになる予定です。ARTに関する詳細な情報は、6月16日
以降、様々なメディアチャンネルや MOH のウェブサイトを通じて提供されます。
すべての人に十分な供給を確保するため、販売当初は、一人 10 個までとしま
す。

(14) ART 自己診断キットは、私たちのサーベイランスシステム全体を補完す
るものです。これらの FET は、特に、急性呼吸器感染症 (ARI) の症状はない
が、新型コロナウイルスにさらされたかもしれないと心配している人 (例：症
例が確認された場所を訪問した人) の症例をより早く発見することができます。
ART 自己検査で陽性結果が出た人は、すぐに Swab and Send Home Public Health
Preparedness Clinic (SASH PHPC) に連絡し、PCR による確認検査を受けてく
ださい。その後、PCR 検査の結果が陰性になるまで、自己隔離を行う必要があ
ります。自己検査で陰性となった人は、引き続き警戒し、一般的な安全管理措
置を遵守してください。ARI の症状がある人は、ART 自己診断キットに頼るの
ではなく、引き続き医師の診断と PCR 検査を受けてください。

【より多くの人々を守るために、ワクチン接種プログラムを継続的に加速】

(15) 私たちは、包括的予防接種プログラムを着実に進めています。6月9日
現在、ワクチンの接種回数は440万回以上で、約250万人が少なくとも1回目
の接種を受け、そのうち約190万人が2回目の接種を受け、ワクチン接種を完
了しています。

(16) 全体の接種率は上昇しています。現在までに、60歳以上の高齢者の約
74%、45歳から59歳の対象者の約74%、40歳から44歳の対象者の約65%が
ワクチン接種を受けるか、接種予約をしています。

【新たなグループの予防接種の開始】

(12歳から39歳までのシンガポール国籍者)

(17) 12歳から39歳までのシンガポール国籍者 (SC) にも予防接種プログラ
ムを拡大し、2021年6月11日以降、vaccine.gov.sgからオンラインで登録し、
予約ができるようになります。2021年に12歳になる子どもは、誕生日を越え

てからでないと、ワクチン接種の予約ができません。登録後、登録者は、登録した携帯電話番号に送信される個人用の予約リンクを含む SMS を通じ、予防接種の予約を順次案内します。この SMS は、登録から数日後に届く予定です。ただし、ワクチン供給の増加に伴い、予防接種の予約枠が増えるため、SMS の受信に 2 週間程度かかる場合もありますので、ご理解ください。なお、以前に vaccine.gov.sg で登録した方は、再度登録する必要はありません。登録の案内は、今後数ヶ月の間にその他の人々にも拡大される予定です。

【回復者】

(18) 以前に新型コロナウイルスに感染し、回復した人は、1 回の接種で新型コロナウイルスに対する免疫力がさらに高まることを示す証拠があるため、1 回のワクチン接種が推奨されます。感染後回復して 6 ヶ月以内の方は、引き続き免疫反応が強い可能性が高いため、現時点では 6 ヶ月以上前に感染した方のみを優先して 1 回接種を行います。すでにワクチン接種の対象となっているグループであれば、2021 年 6 月 11 日以降に登録することができます。

【18 歳未満の方の親権者の同意】

(19) 国の予防接種プログラムでは、18 歳未満の児童・生徒は、予防接種の予約をする際に親・保護者の同意が必要となります。保護者の方は、vaccine.gov.sg にて、子供がワクチン接種を受けることを登録することができます。予約の際には、予防接種を受けることに同意していただく必要があります。予防接種会場での確認のため、保護者は子供にワクチン接種に同意したことを証明する書類を持参させてください。

(20) 13 歳以上のお子様の保護者の方は、接種日に接種会場に同行する必要はありません。12 歳のお子様には、保護者の方の同伴が必要です。

【コミュニティの安全を守るために】

(21) ワクチン接種は、シンガポールが安全に再開できるようにするための重要な手段であり、集団で高い接種率を達成してこそ、その効果が発揮されます。そのため、予防接種対象者は、接種の機会があればぜひ受けたいと思います。グループやイベントの規模、収容人数の制限、安全距離、マスクの着用、旅行などの更なる緩和措置は、人口に対し十分な接種割合を完了した時

点で導入されます。

(22) さらに、一般的な安全管理措置をすべて遵守しなりません。体調不良を感じたら医師の診察を受け、検査を受ける必要があります。みんなで協力してこそ、より強く、より安全な世界を手に入れることができるのです。

2. シンガポール保健省 (MOH) は、シンガポール国内における感染者数及び、予防接種状況等関連情報を以下の保健省HPで公表しています。

(保健省HP) <https://www.moh.gov.sg/covid-19>

3. 日本人の方も含め、日本に来航する際にはシンガポール出国前 72 時間以内の検査証明の提出が必要です。検査証明書をお持ちでない場合、検疫法に基づき上陸できません。

また、空港の制限エリア内において、ビデオ通話及び位置確認アプリのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の確認が行われます。詳細は次のURLをご参照ください。

https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/keneki_0108.html

4. 航空会社各社は、新型コロナウイルスの発生により、路線の減便等の措置を実施しています。詳細は各社HPを確認下さい。

(日本航空HP)

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/flysafe/flights-service/#inter>

(全日空HP)

<https://www.anahd.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#2>

(シンガポール航空・シルクエアーHP)

[Singapore Airlines and SilkAir Flight Schedules - April to June 2021](#)

(シンガポール・エアライングループにおけるチャンギ空港におけるトランジット対象地域も同HPを御参照下さい。)

5. 外務省は、新型コロナウイルスの発生に関し、海外安全HPにて関連情報を掲載しています。渡航にあたっては、同ホームページ等にて最新情報の入手を行って下さい。

(海外安全HP)

[外務省 海外安全ホームページ \(mofa.go.jp\)](https://www.mofa.go.jp/)

6. 外務省海外安全ホームページ，厚生労働省ホームページ，シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

●シンガポール保健省 (MOHホームページ)

<https://www.moh.gov.sg/>

(参考) シンガポール政府は WhatsApp の専用チャンネルを設け情報を提供しています。(チャンネル登録：<https://go.gov.sg/whatsapp>)